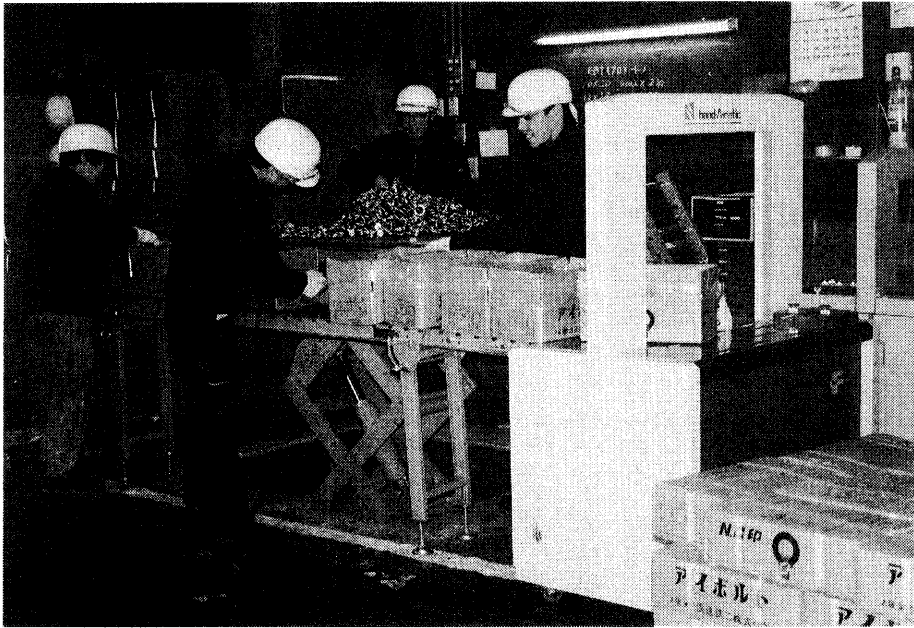


# 関西 労災職業病

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

1995. 4. 10発行(通巻第238号) 200円



## 目次

- 関西労働者安全センター  
第十五回総会に参加を…………… 1
- クリソタイルを含む  
アスベスト全面禁止を…………… 2
- 被災地のアスベスト対策を  
考えるネットワーク…………… 4
- 前線から(ニュース)…………… 7
- 労災上積補償を考える(中)…………… 11
- 快適に働く④…………… 16
- 新事務局員紹介…………… 17

# 関西労働者安全センター第15回総会に参加を

## 労働者の側からの労働安全衛生運動の強化を

会社に忠誠を誓う日本の労働者、

働きすぎを厭わないビジネスマン、

ある意味で日本の雇用労働者が国際的な批判の的とされている。このこ

とは、過労死問題の社会問題化で、

一層のこと象徴化されてきた。た

しかに、現在の日本の労働者の職場

でのありようは、民主主義という言葉

葉とは別の価値を基準に動いている。

そして企業社会において、この基

準のもとに、雇用労働者のうちの過

半数は系列下の、もしくははそれにつ

ながる中小零細の事業場で毎日働い

ている。そうした大半の労働者に

とって、いのちと健康が賃金の代償

として奪われる事態が、未だ後を絶

たない。というより、構造的に奪わ

れつつづけているというのが実態とい

えよう。

兵庫県南部地震による甚大な被害

は、大量のパート労働者の解雇問題

をもたらしした。このことは、はから

ずも日本の現在の職場で日常的な労

働契約関係がもともと持っていた矛

盾を、誰の目にも明らかにする結果

をもたらしした。地震による「雇用」

に対する被害については、現在も地

域ユニオン等によって活発な活動が

繰り広げられているが、労災職業病

問題もこの闘いと同質であるともい

えよう。

関西労働者安全センターの運動は、

運営協議会の体制をとってから、十

五年目を迎えている。さらに労働安

全衛生・労災職業病の運動を強化す

るため、センターの運動に課せられ

る課題はますますその意義は高まっ

ているといえよう。きたる五月二〇

日の第十五回総会に、多数の皆さん

が参加されることを期待したい。

### 第一五回総会

日時 一九九五年五月二〇日(土) 午後一時半

場所 大阪府立労働センター七〇八号室(地下鉄天満橋)

記念講演 原田正純氏

(全国労働安全衛生センター議長)

# クリンタイルを含むアスベスト全面禁止を！

## 被害と規制を考える四・一八集会開催

四月一八日東京で、アスベスト被害と規制を考える四・一八集会が開かれた。

本誌先月号で報告したように四月からアスベスト規制に関する政省令が一部改正され施行された。(一部は七月から施行)

このことと阪神淡路大震災後の建物解体工事に伴うアスベスト飛散が深刻化していることを踏まえて今集会が開催された。

集会では、まず、今回の政省令改正の当事者である労働省安全衛生部北沢係長から、今回改正の趣旨について解説が行われた。改正の本身は、主に四点。第一に、アスベストの中でもクロシドライト(白石綿)、アモサイト(茶石綿)の製造・輸入・使用を原則禁止とすること、第二に規制対象

を石綿含有率「五%」超から「一%超」としたこと、第三に作業を行う労働者に呼吸保護具等の着用を義務づけたこと、第四に建物の解体作業等に先立つ石綿使用状況の調査等を義務づけ、石綿除去作業を届け出制としたこと。

今回の改正は一歩前進であるが不十分なところも目立つ。なによりも一番使用量が多いクリンタイルを製造等禁止対象からはずしたこと、建物の解体に伴う部分の施行を七月からとしたこと(その間も震災後の作業は進む)、作業環境管理基準の見直しが見送られていることなどだ。北沢係長の話でも、「業界の話では、今はクロシドライト、アモサイトはほとんど輸入していないときいている」ということで、業界の動きを追認す

るといふ色彩も強く感じられた。

### さらなる規制強化を

次に、連合中央の法規対策局の熊谷氏がこの間の連合の取り組みと考え方について報告した。連合では今回の政省令の改正について、中央労働審議会などで労働省に対して意見を出し関わってきており、今回の改正を一定評価しつつも、①石綿吹き付け作業の全面禁止、②現行作業環境評価基準の半減化、③健康管理手帳など健康管理体制の充実、④助成制度の改善、の四点について今後も求めていくこと、さらに、連合としては化学物質規制については、特化則を強化する形で法律化をもとめる方針を近いうちに正式決定する予定で

あるとのことである。

## プロフェッショナルな人間 は常にパブリックに対して 責任がある

この日のメインゲストとして、米・マウントサイナイ医科大で長年アスベスト研究に携わってこられた鈴木康之亮教授の記念講演が行われた。



鈴木康之亮教授

鈴木教授は二七年間、アスベスト研究の世界的権威である故セリコフ博士の共同研究者として知られ、長年、アスベスト問題に取り組んでこられた方である。

鈴木教授は、故セリコフ博士の「プロフェッショナルな人間は常にパブリックに対して責任がある」という言葉を紹介された。セリコフ博士らの研究の中には、一七〇〇人の絶縁体労働者の死亡調査という貴重な疫学研究があるが、その研究は労働組合との緊密な信頼関係の中で継続してきたもので、たとえば、労働者が死亡するとあらゆる資料が一週間以内にマウントサイナイ医大に届くシステムになっているというのである。講演で鈴木教授は、アスベストの有害性について実にわかりやすい解説をされた。中でも「悪性中皮腫はアスベストの社会的利用がはじまってから二〇ぐらいして増加した病気で、アスベスト暴露とはほぼイコールの病気である。」「病理組織診断をつけ

てみると死亡診断書の病名がまちがっていることが多々ある。(紹介された研究例では、病理組織診断後の胸膜中皮腫の数は死亡診断書の数の倍になっていた)」「統計的に見ると肺ガン、悪性中皮腫以外の部位のガンも有意に多い」「クリンスタイルも含めてすべてのタイプのアスベストは石綿肺、肺ガン、悪性中皮腫をおこす」「アスベストの発ガン性はタバコとの相乗作用があるが、ヘビースモーカーだった人でも禁煙によってリスクは低下するので是非禁煙を」といったお話は印象に残った。

最後に、今や先進国では第一のアスベスト消費国である日本への助言として、①過去に濃厚暴露を受けた業種の確認、産業衛生上の予防措置の徹底、②適切な医療監視プログラム、特に見逃しのないように医師の教育、医師間の情報交換の重要性の強調された。

シンポジウム

## 見えない危険が飛んでいる

—被災地のアスベスト汚染を考える—

5月27日午後1時半～4時半

兵庫県私学館ホール（JR元町北歩2分）

パネラー・・・マリー・クリスチーナさんら

パネル展示、アスベストなんでも相談コーナー、マスク展示など

主催 被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク

## 「被災地のアスベスト対策を 考えるネットワーク」発足

中地重晴（環境監視研究所）

### 解体作業による粉塵被害

一七万棟以上の家屋が全半壊し、鉄筋のビルでも数千棟以上が崩壊、または使用不能になったと言われている。現在各地でその解体作業が進行中である。解体作業に伴って、相当量の粉塵やアスベストが飛散しており、労働者や住民の健康に悪影響を与える恐れがある。

今回の解体作業は通常の解体作業と異なり、非常に危険な状態で作業が行なわれていることは、前号報告した通りである。

### ボランティアとともに

### ネットワーク作り

この間、全国安全センターの古谷事務局長や、東大のアスベスト根絶ネットワークの温品さん、依田さんが神戸にこられ、実態調査を共同で行なってきた。また、被災地でのアスベスト対策をどうしていくのか各地域に入っているボランティアグループからの問い合わせがあり、三月中頃よりアスベスト対策を考えるネットワーク作りをはじめた。今まで四回の会合を開き、各回多くのボランティアや住民、避難者など多くの参加者があり、関心の深さを思い知らされた。

一年とも二年とも言われる倒壊家屋、ビルの解体撤去作業によって飛散するアスベスト対策をどうしていくのか。住民、ボランティアの手で継続して対策を考えていくネットワークの発足を確認した。

### ネットワークの今後の活動

今まで話し合った結果、当面の活動として取り組む内容は次のようなもの

である

①アスベスト対策を強化するように行政に対して要請文を送る。

ビル解体作業などの発生源対策の強化、住民へのアスベストの危険性の周知、マスクの配布など。

②神戸市の担当者と対策の現状について話し合う場を持つ。

神戸市環境局指導課大気係と今後の対策について、四月十三日に話し合いを行った。話し合った内容については後述する。

③倒壊したビルの吹き付けアスベストの発見方法講習会

吹き付けアスベストの見つけ方について実地に学び、各地域で活動するボランティアが自分たちで、「吹き付けアスベスト分布地図」が作成できるようにする。

東京からアスベスト根絶ネットワークの依田さん、神奈川労災職業病センターの西田さんの協力を得て、四月八日に三宮の繁華街を調査した。

神戸で一番の繁華街である三宮セン

ター街の軒先に吹き付け材が露出してあることを発見した。試料を採取してX線回折を実施したところクリソタイルが含有していることがわかった。

神戸市に対応を迫ったところ「アスベスト含有岩綿」として、きちんとした撤去工事を行なうよう商店街を指導すると約束した。

④市民向けのアスベスト対策のシンポジウムを開催する。

五月二十七日(土)午後一時半から元町の兵庫県私学会館で行なう。

アスベストの危険性、被災地での飛散状況、マスクの入手方法など今までの取り組みの報告を行なう。できるかぎり多くの人を集めたい。

⑤マスクの入手方法、必要性の情宣

環境庁や神戸市の指示で防塵マスクの各メーカーが被災地域の住民が入手しやすいように、スーパーやコンビニ、薬局、DIY(日曜大工用品)の店、ユニフォームショップなどでマスクを販売するようになってきている。住民向けに各地域のボランティアがど

こに行けば防塵マスクが手にはいるのか、ビラ等で案内することにし、調査活動を行なっている。

また、アスベストの危険性やマスクの重要性を記したビラを着けてマスクを小中学校などで、生徒や先生に配布するような行動も行なっている。

神戸市の対応

四月十三日アスベスト対策の担当である環境局指導課大気係の森田係長と話し合った。説明のあった内容を簡単にまとめると、

【撤去工事の現状】

公表していないが、神戸市が職員を派遣して二二〇〇から一三〇〇の建物を外から見て調査し、吹き付けアスベストを確認した建物が約三%ある。東京都の調査などからみてもつとあるはずだが調べる方法がない。アスベストの有無は解体工事を請け負ったゼネコンから有無とアスベスト工事の撤去などは報告があがるようになっていく。

今のところ一〇ヶ所程度で撤去工事が実施されている。個人がビルを解体するときは所有者、解体業者、神戸市の三者で契約するのでアスベスト撤去費も公費助成に入っている。

### 【アスベスト濃度】

アスベスト濃度が平均的に高くなっていることは認める。今後は神戸市としても継続して（数年程度）、環境中のアスベスト濃度の測定を実施して行きたい。現在どのようにやるのか検討中である。神戸市としては総合的なアスベスト対策について指針をまとめるように作業中である。近々（四月中か？）公表する予定である。

### 【アスベスト廃棄物の処理】

解体、撤去作業でできたアスベスト廃棄物はコンクリート固化した物だけ、布施畑処分場で受け入れている。それ以外はダメである。

### 【マスクについて】

マスクの必要性については市民が電話してこられたら着用するよう指導しているが、広報などで全体的に広報す

ることは考えていない。震災対策で載せるべき内容は多すぎる。小中学校の生徒に関する要望は教育委員会に伝え、防塵マスクについては救援物資として一部の保健所などで配布している。それ以上市としてやるかどうかは判断していない。

### 【市有施設のアスベスト撤去について】

市有施設の吹き付けアスベストの有無については、学校、港湾上屋（倉庫）などについては担当が住宅局営繕課なので、そちらの担当者に調べさせ、公表できるのかどうか検討する。

### 認識甘い神戸市

神戸市の説明を聞いて、アスベストに対する認識の甘さを感じた。特に、環境庁が二回にわたって発表した被災地域のアスベスト濃度は全国平均と比べて、平均値で一〇倍。最高値で五〇倍の高濃度になっており、吹き付けアスベストが確認された建物約五〇棟か

ら発生したとは考えられない。神戸市が把握していない吹き付けや建材に含有したアスベストによってアスベスト濃度が高くなっていると推定される。また、市有施設については八七、八年頃に学校、港湾上屋の吹き付けアスベストが問題になった時、鉄板で被いをする「囲い込み」や「封じ込め」しかせず、その場に残留してあるため、今回の大地震で倒壊し、飛散している可能性がある。飛散状況を緊急に調査する必要があると思われる。

# 前線から

## 大阪 労災請求手続き逃げる 違法派遣会社

日系ペルー 基法違反である。

人のAさんは、昨年の終わり頃から、ある木材加工工場で働きはじめたが、二週間もしないうちにバンドソーで指を切断する事故に被災した。

Aさんは、B社という派遣会社から日当一万円でC社に派遣されていたもので、C社からB社へは一人当たり一日一万三千円が支払われていた。実態は、職安法違反、派遣法違反、労

基法違反である。当初、B社は労災保険の加入手続きをするとC社に説明していたらしいが一向にせず、事故が起こってから再三Aさん側から労災適用を要求されても無視し続けていた。困ったAさんはRINKに相談し、安全センターが労災請求に協力することにになった。

安全センターからB社に連絡するもろちがあかないため、C社に責任をもって対処するように要求し、最終的に、C社の労災保険を適用することになり、休

業、障害補償の労たない。今回の件でも、A災請求をおこなった。そして、名目にもC社の直接雇用に切り替えることとなった。

このような違法なブローカーが介在するのとて労働者が不当に権利侵害を受けることがあつて立

## 西大阪 腰痛学習会開催 腰痛予防指針など

全通大阪西支部

四月二〇日、全通大阪西

支部は安全センターを講師に腰痛学習会を開催した。学習会では腰痛についてごく一般的な基礎知識、腰痛をおこさないための作業姿勢、作業環境の条件につ

いて解説した。

労働省は腰痛予防指針を昨年新たに出し、労災認定された職業性疾病の中でももっとも多い腰痛の予防を呼びかけている。

この指針については、医



学的にお粗末な点が目立つこと、労働省の言うところの「災害性」腰痛に偏重して考えられている点など批判も多いが、その内容についてかいつまんで報告した。また、腰痛予防ベルトについても紹介した。

予防面が重要であることは依存はないが、労災補償という面についても認定当局には依然として大きな問題がある。たとえば、腰痛労災認定基準中に書いてある、「通常の動作と異なる動作」によっておこったものでないと認めないとどの屁理屈でもって、明らかな業務上腰痛を認定しないという対応が現実に関われる。学習会でもそうした事例が報告されたが、慢性腰痛もふくめた認定サイドの改善も求めていかなければならない課題といえる。

## 大 阪 労 災 隠 しの 犠 牲 と なる タイ 人 労 働 者 救 済 を タイ 政府 関 係 者 が N G O と 交 流

タイ政府の駐日労働担当

官が来阪、三月三十一日に日

本で労働問題について外国

人労働者の相談に応じてい

るN G O（非政府機関）と

交流した。交流に応じたの

は、外国人労働者の救援活

動を続けているアジアフ

レンドなどの市民団体と関

西労働者安全センターで、

主に労災問題などについて

現在の状況について話し

合った。

就労資格のないビザで入

国し、建設労働などに従事

して労災事故にあった労働

者が、正規の労災保険法に

基づく扱いをされない、い

わゆる労災隠しが相変わら

ず横行していることが双方

から指摘された。同担当官

は、日本で働いているタイ

人労働者が労働問題で困難

けているが、実際の日本における問題解決のためには言葉の問題も含めて壁が厚く、日本のN G Oの協力が不可欠であるという。

当センターも、全国安全

センターのネットワークを

生かして、要望に積極的に

応じ得ることを伝えた。同

担当官の今後の活動が期待

される。

に陥ったときは、迷わず相談を持ちかけるよう呼びか

## 北 大 阪 悪 い よ う に は し な い か ら 地 下 鉄 工 事 の 労 災 隠 し

地下鉄工事の労災隠し

八九年の地下鉄工事での

土木作業中に労災事故にあ

い、負傷した作業員Tさん

は、直接雇用していたK社

から、「悪いようにはしな

いから、別の現場での事故

だったことにしてほしい」

といわれ、そのままにして

いた。しかし昨年八月末で症状固定と診断されて、障害補償給付を受け、会社側に善処を求めたところ、「労災保険を買えただけで有難い話で、これ以上責任はない」と言われた。

実際にあった事故は、地下鉄工事の現場でトラックとフェンスの間に挟まれたというのだが、K社は元請けの大手建設会社の労災保険扱いになることを恐れ、自社が直接受注している別の工事現場での事故として届けたというものである。そして実際の労災保険の請求は、印鑑、通帳などもすべて会社が管理している状態が続いたという。

Tさんは、今後民事上の損害賠償をK社等に請求することになるが、K社側が一切責任を認めないという

態度をとっていることもあ、轄の労基署に申告すること、本来の責任の所在をはっきりさせるために所

## 大阪 じん肺患者同盟弁天町支部が被災者の要望集約へ

全国じん肺患者同盟の弁

天町支部は、四月十五日に

じん肺被災者は、長期の療養生を送るケースがほとん

天町支部は、四月十五日に例会を開き、じん肺被災者の労災保険制度上の要望などを集約して、支部独自に労働基準局などと交渉を行う方針を決めた。また大阪地裁で和解の話し合いが続いている大阪トンネルじん肺訴訟をはじめとした、じん肺の民事責任追求についても、可能な会員について

療養生を送るケースがほとんどの根治があり得ないという特徴から職場に復帰するというケースは事実上極めて稀である。しかし、現実はじん肺管理区分二や三で続発性気管支炎を合併している被災者の場合、療

傷病補償年金への移行は行われず、本来は短期給付として位置づけられている休業補償給付が継続されている状況である。いずれの補償給付であっても、事実上同等の補償額があることにはなるが、個々の管轄労基署ごとの判断はバラバラなのが実態である。

実態上から、また安定した療養生を保証する点からすれば、速やかに傷病補償年金に移行することが理にかなっているといえよう。

Tさんは、今後民事上の損害賠償をK社等に請求することになるが、K社側が一切責任を認めないという

得ながら進めていくことに関わらず、ほとんどの場合



# 浜 石綿疾患の因果関係

## 横 第六回じん肺プロジェクト

全国労働安全衛生センター連絡会議と労働者住民医療機関連絡会議が進めてきた、じん肺プロジェクトの第六回研究会が、四月十九日に横浜市の港町診療所で開かれた。この日の研究会は、アスベスト病理学の世界的権威である米ニューヨーク市立マウントサイナイ医科大学の鈴木康之亮教授を迎えて、アスベスト疾患の病理や世界での現在の論点についてレクチャーを受け、いくつかの症例や調査等の検討を行った。

鈴木教授には、日本での症例について、この間病理

所見を中心に貴重なアドバイスを受けるケースが増え、特に労災認定問題などに大きな影響を与えている。研究会では、症例検討以外にも、建設国保組合による建設業従事者のアスベスト疾患調査の報告などが行われた。

アスベスト疾患の労災補償件数は、ここ十年でも増え続けているが、労働との因果関係自体がつかみにくいことを考えると、潜在している被災労働者は相当数いるものと考えられ、今後の取り組みが重要だ。

本の紹介

## 新しい医療運動論への道

足達七郎 著

定価一五〇〇円（税込み）A5版二六〇頁

### 内容

第一部 新しい医療運動論への道／第二部 医学  
生時代の私の歩み／第三部 青年医師時代／第四部  
新しい医療運動論を求めて／資料集①教養課程時代の  
私の②資本論の課題と方法③ルイセンコ論争—そ  
の思想と歴史④民医連運動を批判する

このような学園の中で、もつとも感受性の強い世代である医学生が、真面目に医学・医療を考えれば、学園紛争を主体的に捉えることにはなります。そして、この生真面目な医学生がその後医師としてどのように医療に携わっているのかという「軌跡」が正確な記録として綴られているのが本書です。

（青山英康岡山大学医学部教授の推薦のことばから）

※お申し込みは、当安全センターまで

# 労災上積補償を考える (中)

## 補償額のバランスと労働組合

連合が一九九三年度(九三年七月〜九月)におこなった「福利厚生制度に関する調査」で、連合傘下の労働組合が組織されている企業の労災上積み(労災保険外)補償制度の

状況が明らかにされている。この調査結果と同時期に行われた他の同種調査を比較してみると、制度と労働組合の関わりについての特徴が分かるので調べてみよう。

### 労働組合の有無が 上積み制度の存否に影響

連合の民間登録組合のうちこの項目に回答のあった七三四件で、その九三・七%が「制度がある」と答えている(表1参照)。これは民間の調査機関である産業労働調査所が

同時期(九三年九月)に、同所の会員企業を対象として労働組合の有無に関わらずおこなった調査結果の七八・七%に比べれば、はるかに率が高いといえる。

労働組合が組織されている会社で制度がある率が高いのは当然のことといえるが、逆にいうと労組があるにも関わらず制度がない会社が存在するということである。さらに連合

の調査結果を業種ごとで調べてみると、「一般・レジャー・ホテル」では八三・三%、「商業・金融・保険」で八四・二%となっており、「金属」「化学」など製造業関係の業種に比べて低くなっている。また、規模別でみると、従業員数三百人未満では連合調査で八三・二%、産業労働調査所の同規模企業に対する調査では

六八・五%に止まっている。

これらの調査結果が示すのは、何らかの労災上積み補償制度を設けるのは、常識に近くなっているといわれながらも、それはあくまで大手企業や人事管理を重視する企業という前提があつてのことであり、さらに労働組合が存在し意識的な要求行動があるかどうかも相当影響しているということである。

前号で損保会社の労災上積み保険との関連について少し触れたが、産業労働調査所の調査では「支払形態」の問いで興味を引く結果がでていいる。「会社が独自で支払う」との回答は、従業員数千人以上で五一・九%であるのに対し、三百人未満では八・八%にすぎない。反対に「保険から支払う」との回答は、千人以上で一八

・五％、三百人未満では六一・七％となる。

このことは会社にとって企業規模で保険利益の重軽感が違うことに加え、小規模の会社の上積み補償制度設置率に、保険会社の労災上積み保険商品が相当寄与しているであろうことを示している。

**遺族補償額では歴然とした差**

さて補償の給付内容について調べてみる。まず遺族補償給付。給付の方式としては、〇千〇百万円などとして一律定額で定めているものが最も多いが、他に平均賃金×日数で決めた、定額でも扶養家族がいるかないかで差を設ける方式もある。ここでは一律方式の額について見ておきたい。

産業労働調査所の調査結果の平均額では、千人以上で二一八〇万円、

千人未満三百人以上で一八四八万円、三百人未満で一七九五万円となっている。これに対し連合の調査結果（表2）では、一万人以上で二九七七万円、一万～三千人で二七二五万円、三千人～千人で二五二四万円、

そして千人未満～三百人以上では二三五八万円、三百人未満で二一九六万円となっている。

二つの調査結果の差は歴然としていますが、単純比較可能な企業規模の平均値だけを比べてみても、千人未

表1 業務災害の法定外の障害・遺族補償制度の状況  
(主要組合を含む登録組合、部門別・従業員規模別)

	業務災害の法定外補償制度ありの比率	対象件数	法定外補償制度の区分の有無				補償額の決め方区分			
			分が ある 比率	対象 件数	退職・非 退職に よる 区分 がある 比率	対象 件数	金額と 日数を 併用 している	平均賃 金日額 ×日 数で定 めている	金額で 定めて いる	対象 件数
民間登録組合計	93.7	734	53.2	662	64.4	643	76.3	4.8	18.9	668
部門別										
金属	97.1	204	46.0	189	71.7	187	83.6	2.1	14.4	195
化学	95.6	158	48.6	146	66.0	147	76.6	2.1	21.4	145
繊維・食品	92.6	54	75.0	48	69.6	46	85.1	2.1	12.8	47
資源・エネルギー	97.1	68	66.7	66	89.1	64	89.4	...	10.6	66
交通・運輸	92.3	104	42.9	91	42.7	82	57.0	6.5	36.6	93
一般・ジャーナル	83.3	30	19.0	21	27.3	22	86.4	4.5	9.1	22
出版・情報	90.6	53	83.3	48	65.2	46	83.0	6.4	10.6	47
商業・金融・保険	84.2	57	55.3	47	46.5	43	46.8	27.7	25.5	47
林産・資材・建設	100.0	6	83.3	6	50.0	6	66.7	16.7	16.7	6
従業員規模別										
300人未満	83.2	119	48.9	94	44.2	86	87.1	3.2	9.7	93
300人以上	93.2	207	51.6	182	63.1	176	86.1	3.7	10.2	187
1000人以上	96.3	187	48.0	173	65.7	172	69.1	6.3	24.6	175
3000人以上	97.2	144	57.6	139	70.8	137	71.7	6.5	21.7	138
10000人以上	98.7	77	66.2	74	76.4	72	64.0	2.7	33.3	75

満三百人以上で五一〇万円、三百人未満で四〇一萬円の差がついている。業種の比重、アンケートの種類など二つの調査の条件が違うことなどを差し引いて考えてもこれは無視できない差といつてよいだろう。この原因には、労働組合が毎年の会社への要求で、上積み補償額をテーマの一つとして取り上げているといった点が、大きく寄与していることが考えられる。労組が特に要求しなければ、いったん決めた補償額は、特に担当者などの発案がなければ引き上げられにくい。

### 労組の有無は低い障害等級の補償額には影響しない？

つぎに障害補償の額について同様に比べてみよう。障害等級は、労働基準法、労災保険法に定められた第一級から第十四級までの障害にに応じて定額を支払うというものが多いが、

ここでは比較的軽い程度の障害等級の上積み補償を取り上げる。ただし連合の調査は労災保険法で年金給付のある第七級までしか調査データがないので、第七級について比べてみよう。なお、第七級というのは例えば「一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの（七級の一）」のような障害である。

産業労働調査所の調査結果の平均額では、千人以上で七二五万円、千人未満三百人以上で五四四万円、三百人未満で六三二万円となっている。また、被災の後に在職しているか退職しているかによって区分する支給方法を採用している会社の場合、在職の場合の平均額はそれぞれ五七〇万円、四八二万円、四七二万円となっている。それに対して、連合の調査結果は、一万人以上で六五八万円、一万人〜三千人で六六四万円、三千人〜千人で六二七万円、そして千人未満〜三百人以上では六四九万

円、三百人未満で五五五万円となっている。（ただし連合の調査では、在職、退職の区分のあるケースでは、在職時を答えるようにしており、それらを区別せず集計している。）

ここでは遺族補償にみられるほどの明らかな差は現れない。この比較を一級から七級までしてみると、三級と四級の間で連合の調査結果の方により大きな落差があることがわかる（表2参照）。もちろん調査の前提で、在職、退職で区別をしている場合に、三級までは退職時、四級以下は在職時を答えることとしているが、それを差し引いても落差は歴然としている。このことからわかるのは、連合の調査の対象となった会社、つまり労働組合が要求として上積み補償を掲げている会社の補償内容は、そうでない会社に比べて、遺族および障害三級までの被災者には手厚いが、低い障害等級の被災者にはそうでもないということである。三級と

四級で大きな差（民間登録組合の平均額でなんと一千万円を超える差がある。）の原因は、労働能力100%喪失とみなされる三級以上の障害と死亡を重視した結果ともいえるであろう。しかし、このことは二つの調査結果でこれほどの差があることの説明にはならない。

労働組合は、要求項目を「遺族補償について〇〇万円に引き上げること」という形で立てることが多い。そして、それに対する会社側は下位の等級の補償額を据え置き、見栄えのする遺族補償を要求通り引き上げるというわけである。労働組合が全ての等級について要求項目に入れたとしても、三級までで妥協を求められるという場合もあるだろう。要するに損保会社との上積み保険契約で、支払いの頻度が多い下位の等級の補償額を引き上げれば、保険料も相当高くなるが、めったにない死亡と障害等級三級までを引き上げて、そ

表2 業務災害の法定外障害補償・遺族補償の内容（金額で定めている）

（主要組合を含む登録組合、部門別・従業員規模別）

	平均金額（万円）															
	死亡		1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	万円	対象件数	万円	対象件数	万円	対象件数	万円	対象件数	万円	対象件数	万円	対象件数	万円	対象件数	万円	対象件数
民間登録組合計	2497	498	2402	492	2371	492	2333	492	1076	488	908	486	771	485	634	483
部門別																
金属	2595	159	2582	161	2551	161	2515	161	1044	159	869	158	695	158	577	158
化学	2372	108	2265	107	2231	107	2192	107	855	107	697	107	633	107	478	107
繊維・食品	2658	40	2221	40	2206	40	2194	40	1000	40	857	40	727	40	597	40
資源・エネルギー	2943	58	2772	55	2711	55	2610	55	1168	53	1063	53	828	53	734	53
交通・運輸	2024	52	1998	49	1963	49	1941	49	946	49	762	48	791	47	641	46
一般・リテール	2195	19	1944	19	1933	19	1912	19	1289	19	1072	19	905	19	745	19
出版・情報	2473	38	2496	37	2478	37	2462	37	1801	37	1532	37	1313	37	1097	37
商業・金融・保険	2326	20	2265	20	2264	20	2256	20	1022	20	901	20	733	20	628	19
林産・資材・建設	2575	4	2475	4	2450	4	2425	4	1966	4	1701	4	1454	4	1224	4
従業員規模別																
300人未満	2196	80	1988	77	1979	77	1973	77	996	75	811	74	678	74	555	73
300人以上	2358	158	2287	156	2250	156	2208	156	1054	154	898	154	783	153	649	153
1000人以上	2524	117	2443	116	2407	116	2361	116	1084	116	908	116	749	116	627	115
3000人以上	2715	98	2647	97	2606	97	2560	97	1144	97	960	96	786	96	664	96
10000人以上	2977	45	2863	46	2850	46	2813	46	1115	46	982	46	905	46	658	46

う保険料は上がらないというわけである。

もちろん障害の程度がそう大きくなければ、退職することなく同じ会社で仕事を続けることもできることから、その落差を当然として受け止め得る場合もあるだろう。しかし、現実的に第四級以下で退職せざるを得ない状況が出てくるケースは多く、そこまで被災労働者の権利を守り得ているのが疑問である。

実際、大手企業ほどこの点で三級と四級の落差を大きくしている。例えば自動車産業では、障害三級までは三千万円レベルの補償額を保持しているが、四級では在職時とはいえ八百万円レベルまで一気に低下する。それに比べ、労働組合のとりたてた要求のない会社が多く含まれる産業労働調査所のデータには、労働基準法に決められた補償日額の傾斜を踏襲した保険会社の保険商品の額が、そのまま採用された補償内容になっ

ているものが多いのである。こう考えれば説明がつく。

#### バランスのとれた 補償内容を

そもそも労働組合が要求をかち取ることで、水準を高く引き上げているのは言うまでもないが、詳細にみていけば、こういう問題点も存在する。「おたくは死亡いくらの協定？」の質問に答えやすい、見かけの補償水準の引き上げを求めるのではなく、バランスのとれた補償内容とする努力が必要と考えられる。

(文中の表1、表2はいずれも「れんごう政策資料73」より抜粋)

関西労災職業病 臨時増刊号

## 兵庫県南部地震と労災保険給付

### Q & A

兵庫県南部地震に関連した労災保険関係の最新を含む各種通達を掲載  
200円 送料 部数に関わらず60円 当センターまで



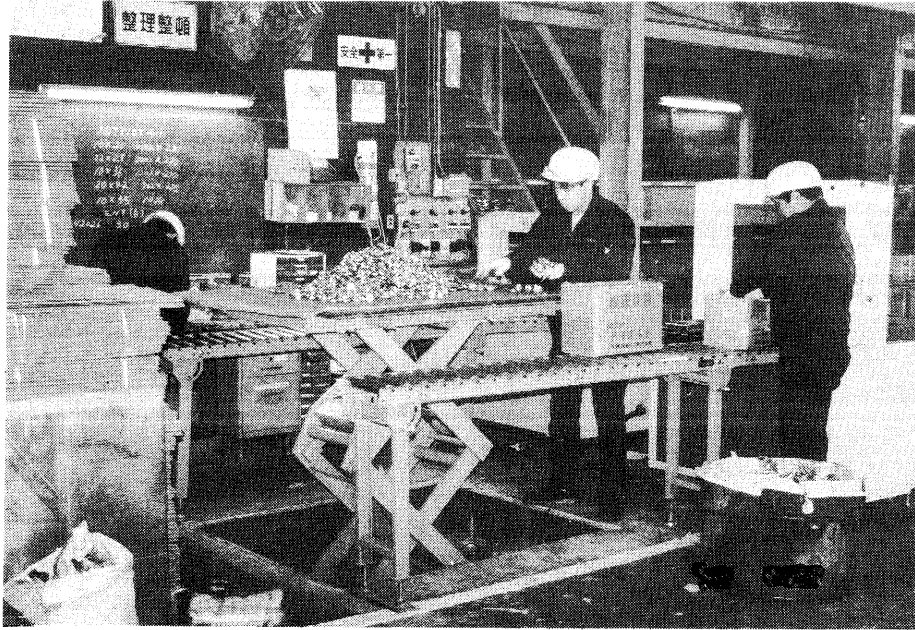
# 快適に働く

## 作業台

④

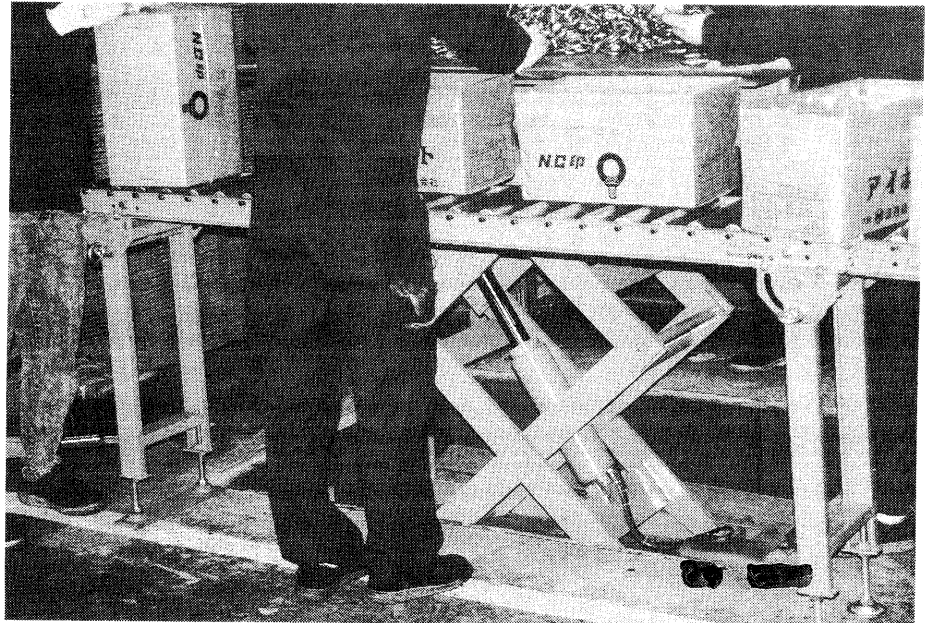
金属機械浪速鉄工支部

ボルト・ナット、シャックルなど製造。倉庫の梱包、運送業務で腰痛が多い。これまで主に床面で行っていた製品箱詰めのために機械式で上下する作業台と荷ひもをかける機械までのローラー台を最近導入した。



作業台の両脇に梱包用の箱をおいて真ん中に製品をあけて詰めていく。詰まると梱包機にながす。一箱は二〇〜三〇キ口前後になり相当重たい。他の作業でも腰部負担は大きい。

機械式に台が上下する。据え付け作業などは社内でも実施して、作業台などの代金は四〇万円ていどとのこと。





### 新事務局員紹介

家がほとんど建物としては目立った被害を受けていないのに、落橋までした尼崎市食満の取材からはじまる。JR西日本の発表によれば、「補修を要する橋脚は七〇四本、そのうち一七本は橋脚が折れるなどの特にひどい被害を受けている」ということだったが、著者は、これが明らかに「施工不良」によるものであることを専門家の見解の紹介しながら指摘している。

当初、復旧は四ヶ月かかるといわれていたが、猛烈な突貫工事ですすでに開通している。鉄板を巻いて強度は十分などと報道されているが、破壊の原因などがほとんど明らかにされていないので信頼できないのではなからうか。

新しく関西労働者安全センターのメンバーに加わりました田島陽子です。私が安全センターを知り、関わることになったのは外国人労働者問題をおしてでした。最初は単に大学でかじったスペイン語を生かす場として外国人の相談を受けるようになり、安全センターを知りました。労働安全衛生法や労働災害補償のことなど以前は労働者でありながら知らずにいました。安全センターで働くことでますますいろいろなことがわかるのではとうれしく思います。これから、自分の個性をいかして貢献できるよう頑張りたいです。よろしくお願いします。

書評 阪神大震災が暴いた真実

## コンクリート神話の崩壊

植木慎一著

【増補新版】

阪神淡路大震災で「なんでこんなのがこわれるんや」と驚いた大型・公共建造物の破壊された。阪神高速道路の倒壊とやらんで、啞然とさせられたのが山陽新幹線高架橋の落下、倒壊だった。本書は、民

本書は、一九九一年に出版され、海砂使用による急速な鉄筋の腐食やアルカリ骨材反応でコンクリートの劣化が急速に進んでおり、さらに「施工不良」といった点からもコンクリートの耐久性が神話に過ぎないことを明らかにした。今回、山陽新幹線でみられたおびただしい「施工不良」(手抜き工事)の事実を加えて、増補新版として急遽出版されたものである。本書では、新幹線問題にはじめてコンクリートの耐久性を著しく低下させている建設業界の問題点まで鋭く指摘している。

高速道路、新幹線のほかに六甲アイランド、ポートアイランドに渡る橋が落ちたり、ずれて落下寸前だったという事実もあった。コンクリート問題を平明に説きながら、本書は、被害原因の追及の重要性を改めて教えてくれる一冊である。著者は、あとがきで「地震はこれからも場所を変え、時間を変えて発生する。被害を可能な限り少なくするには、阪神大震災で施工不良が被害を拡大させたという事実を直視しなければならぬ。その前提として、倒壊原因の徹底した調査・分析が必要である。そのことを怠り、倒壊原因を「予想外の地震」と主張の上に埋没させると、今後発生する地震においても被害を拡大させ、さらに壊れるべくして壊れるコンクリート構造物を再生産するという最悪の事態を招くことは目にみえている」

定価 一三三九円 (税込)

第三書館発行

# 三月の新聞記事から

三・一 大阪市北区の金正圭さんが在日韓国人二世らが定住外国人に地方参政権を認めるかどうかが争われた裁判で最高裁第三小法廷は「地方選挙権付与は憲法で禁じられていない」との初の憲法判断を示した。

三・二 北太平洋航路のコンテナ線の船長(五五)が乗船中に心不全で死亡したのは過労が原因としてその妻が船員保険法による遺族年金の不支給処分の取り消しを求めた裁判で、東京高裁は過労死を認め、社会保険庁の控訴を棄却した。

三・二 西淀川公害訴訟で大阪地裁と高裁が和解を勧告、企業十者の代表は責任を認め原告患者に謝罪し、解決金として三十九億九千万円を支払う和解案に応じた。

三・八 出稼ぎ外国人労働者二名にたいして労働省が初めて職業病と認定していたことが分かった。認定されたのは、ヘルマン男性とイラン人女性。ヘルマン男性の場合、自動車部品工場のラインで働いていた。三年後、「頸椎の椎間板ヘルニア」と診断され全国労働協全国一般東京労組の助けで埼玉県の川越労働基準監督署に労災申請し、昨年一月に認定された。イラン人女性の場合、婦人服縫製会社でアイロンがけ作業をしていた。池袋労働基準監督署に申請、昨年九月に認定された。

三・九 神戸市の公害被害認定患者五人が震災後一ヶ月半のうちに肺炎を併発したり、気管支喘息を悪化させて死亡していることが確認された。粉じんの吸引や被曝生活のストレスが死を早める結果となった。

三・一〇 九三年八月甲府信用金庫職員内田有紀さん誘拐殺人

三・一八 事件で内田さんの遺族が、一月労災を申請し昨年七月に認定をうけていました。誘拐殺人の被害者に対しては、全国で初めてのこと。

三・一八 九二年一月も膜下出血でなくなった金沢市の銀行員宿波禮子さん(四五)の家族が石川労働基準局に労災不認定処分を取り消しを求めた審査請求で、訴えが認められ一七日に労災認定の決定書が届いた。

三・二〇 八三年二月に信菱電気毛賀工場で夜間残業中に八も膜下出血で志望した熊谷喜久雄さん(二五)の父親が飯田労働基準監督署を相手に労災不支給処分の取り消しを求めていた裁判で、長野地裁が二日に出した不支給処分取り消しの判決に対して、労基署長は一六日控訴を断念し、過労死が認められました。

三・二〇 午前八時過ぎ東京都の地下鉄でサリンがまかれ、死者一名、五千五百人余りの負傷者がでた。労働省は通勤災害、地下鉄職員に対しては業務災害として労災が適用されるとした。それらに該当しない場合については、犯罪被害給付金制度が適用される。

三・二五 神戸市の市民グループ「これからの長田を考える会」などが、「被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク」を結成した。

三・三〇 阪神大震災の後の復旧作業に従事した後、脳出血で倒れ左半身が麻痺した兵庫県尼崎市の倉庫会社の荷役作業員Aさん(五八)の労災が認められた。震災に伴う過労性の脳・心臓疾患での労災は初めて。

## 関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284  
〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円
	2部 4800円
	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円/月)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

**国際印刷出版研究所**

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259